

都民の安全・健康が確保された、 より良質な都市環境の実現

- 1 大気環境等の更なる向上
- 2 化学物質等によるリスクの低減
- 3 廃棄物の適正処理の一層の促進

都はこれまで、様々な環境問題の解消に大きな成果を残してきました。しかし、全ての都民が安心して質の高い生活環境を享受し、実感できるようにするには、更なる環境施策の拡充が必要です。また、化学物質が健康や生態系に与えるリスクや影響は未解明な部分も多く、今後の新たな知見により健康被害や環境への悪影響が顕在化する可能性も残されています。

都は、科学的知見に基づき、大気汚染対策や廃棄物管理などを確実に実施し、都民の健康リスクが最小化された、快適で良質な環境を実現していきます。

1 大気環境等の更なる向上

2050年のあるべき姿

- 世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現している
- 都内の建築物等に残る危険なアスベスト含有建材が適切に管理・処理され、大気中への飛散が防止されている
- 騒音・振動問題の解決が進み、都民生活の快適性が向上している

2030年目標と実績

目標	実績	
	2022年度	2023年度
大気環境		
PM2.5：各測定局※の年平均において10μg/m³以下を安定して達成 （中間目標：2026年度 各測定局の年平均において10μg/m³以下を達成）	89%（79局中70局）	87%（78局中68局）
光化学オキシダント濃度：年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均0.07ppm以下	0%（40局中0局）	0%（38局中0局）
光化学スモッグ注意報の発令日数：ゼロ	7日	4日
アスベスト		
平常時：建築物の解体・改修工事現場等におけるアスベストの飛散防止措置が適正に講じられている	—	
災害時：倒壊建築物に由来するアスベストの飛散防止対策を迅速に実施できる体制が構築されている	—	
騒音・振動		
建設現場から発生する騒音の低減に向けた効果的な対策が定着している	—	

※ 特定の地域での高濃度化を防ぐ観点から、各測定局における年平均を目標として設定

1 大気環境等の更なる向上

施策の取組状況

2023年度の主な取組と課題等	2024年度の主な取組
(大気環境) - 給油時のガソリンの揮発によるVOCの発生を抑制するため、ガソリン蒸発ガス回収機能が付いた計量機(Stage II)の設置補助やVOC排出低減設備の導入支援を実施 - Stage IIの設置事例を踏まえて、事業者の導入・設置時における課題整理や更なる導入促進策を検討 - コンビニ等の小売業などと連携し、低VOC製品の普及を促進 - 工場内塗装、印刷やドライクリーニングに係るVOC排出低減設備の導入支援を実施 - 快適な大気環境「Clear Sky」の実現に向け、都民参加型イベントの開催や、学校への出前授業による普及啓発を行い、機運醸成を促進 ＜課題＞ ✓ VOC排出削減率の低い給油部門や民生部門への対策強化が必要 ✓ 事業者によるNO_xやVOCの排出削減対策の促進に向け、好事例の波及が必要	- 給油時に発生するVOCの更なる削減に向け、対象機器の要件の見直しや補助率の引上げなど、中小企業者等に対する導入支援の強化によりStage IIの設置を促進 - 民間団体等と連携協定を結び、一般家庭やオフィス等向けへのVOC削減の必要性の周知と、グリーン購入に係る情報サイトなどを通じた低VOC製品の普及促進を図る - 工場内塗装、印刷やドライクリーニングに係るVOC排出削減設備の導入支援を実施 - Clear Skyの実現に向け、優れたNO_xやVOCの削減対策に取り組む企業の好事例を、コンテストを通じて他事業者や都民に広く発信し、大気環境改善を促進 快適な大気環境「Clear Sky」の実現へ PM2.5や光化学オキシダントの低減に向けて、原因物質の削減に取り組み、 世界最高水準の大気環境を一緒に実現しませんか？

1 大気環境等の更なる向上

施策の取組状況

2023年度の主な取組と課題等	2024年度の主な取組
(アスベスト) - アスベストの解体工事現場の監視等を行うアスベストGメンによる、事業者への立入指導等を強化するとともに工事発注者等への制度周知を推進 - 登録講習機関と連携し、石綿事前調査に係る有資格者の育成を後押し - 区市に対し、立入等に必要な機材の貸与や、職員による国家資格取得を支援 - 区市に提供しているアスベスト含有建物情報を更新し、平時・災害時の対応を迅速化 <課題> ✓ 報告や届出等を行っていない事業者への現場指導の強化が必要 ✓ 法改正により、立入検査を行う区市職員も現場責任者と同等以上の技術的知見を有することが必要	- アスベストGメンによる、解体・改修工事現場における工事事業者への立入指導等を実施するとともに、WEB広告等の拡充により、工事発注者等への制度周知を強化 - 区市に対し、立入等に必要な機材の貸与や職員による国家資格取得支援に加え、職員の技術力向上に資するVR研修コンテンツを作成 - 区市に提供しているアスベスト含有建物情報を年度ごとに最新情報に更新し提供
(騒音・振動) - 区市町村職員への技術支援や研修を実施 <課題> ✓ 騒音振動を担当する区市町村職員の技術承継不足が課題	区市町村職員への技術支援や研修を実施、また騒音振動対応事例連絡会を開催

(詳細) 1 大気環境等の更なる向上

● VOC排出削減のための取組支援

- ・ 光化学オキシダントやPM2.5の低減のためにはVOCの更なる削減が必要
- ・ 2024年度は、民生部門における普及啓発やVOC排出削減に資する機器の導入支援を実施

＜消費者向けガイドブック＞



【一般家庭・オフィスにおける支援】

- ・ メーカーやN G Oなどと連携し、低VOC製品の普及を促進

【工場内塗装、印刷、ドライクリーニングに係る補助】

- ・ VOC対策設備やVOC削減装置
付省エネ型空調・換気設備の
導入支援を実施

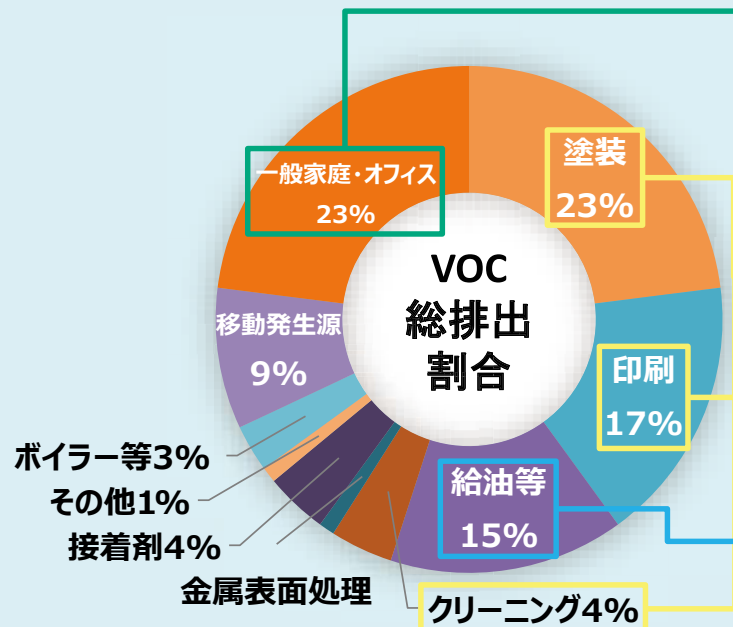
＜オフセット印刷機＞

＜排ガス洗浄機＞



【給油所に係る補助】

- ・ 揮発したガソリンの回収機能が付いた計量機（Stage II）の
導入支援を強化



● 区市と連携したアスベスト対策の促進

- ・ 様々なアスベスト対策を担う区市に対し、災害時に現場で使用するアスベスト関連資機材（マスク、防護服、アスベスト飛散防止剤等）の購入補助や、立入等で使用するアスベストアナライザーの貸与等を実施

＜使い捨て防じんマスク（例）＞



＜アスベストアナライザー＞



2 化学物質等によるリスクの低減

2050年のあるべき姿

- 化学物質
 - ・ 環境中への化学物質の排出に伴う都民の健康等のリスクが最小化されている
- 土壤汚染
 - ・ 持続可能な土壤汚染対策が選択されるとともに、土壤・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている

2030年目標

目標	
化学物質	環境中の化学物質濃度が環境目標値と比較して十分低減されている
土壤汚染	法・条例対象となる土壤汚染対策は、「土壤の3R※」が考慮されるとともに、土壤・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されている

※ 「土壤の3R」・Reduce : 土壤の場外搬出入量の削減
・Reuse : 土壤の資源活用（適正な管理の下での盛土利用等）
・Remediation : 原位置浄化、現場内浄化等

2 化学物質等によるリスクの低減

施策の取組状況

2023年度の主な取組と課題等	2024年度の主な取組
(化学物質) - 法や条例に基づき、化学物質の適正管理を推進 - 化学物質年間使用量の報告等のオンライン化に向けて、区市や申請事業者のニーズを踏まえ、円滑に導入が可能な報告受付・内容審査システムを調査・検討 - 水害時等の工場からの化学物質流出防止のため、アドバイザーの派遣や、流出防止設備の設置補助を実施 2024年度分も含めた都内全域のPFOS等地下水調査を完了。また、比較的高濃度が検出された地域の追加調査をも実施し、暫定指針値を超過した地下水を飲用しない取組を徹底 <課題> ✓ 化学物質の適正管理の推進のため、事務の効率化による制度の円滑な運営が必要	- 法や条例に基づき、化学物質の適正管理を推進 - 化学物質年間使用量の報告等のオンライン化に向けて、区市や申請事業者のニーズの調査及びシステムの検討を実施 - 水害時等の工場からの化学物質流出防止のため、「化学物質水害対策アドバイザー」の派遣を実施 - これまで複数年かけて実施してきた都内全域のPFOS等地下水調査を1年で行うほか、都調査の補完的役割を果たす区市町村の調査等の費用を一部負担するとともに、引き続き飲用しない取組を徹底 - 都内の事業者等を対象にPFOS非含有泡消火薬剤への転換（交換・撤去した消火薬剤等の処理）に対する補助を実施

2 化学物質等によるリスクの低減

施策の取組状況

2023年度の主な取組と課題等

(土壌汚染)

- ・「土壌の3R」を踏まえた基準不適合土壌の適切な管理（盛土・舗装等）などを促進するため、中小事業者の工場跡地で新たな土地活用を行う事業者等へアドバイザーを派遣し支援
 - ・ 自然由来等土壌※の有効活用見込みのある案件を選定し、「土壌の3R」を考慮した対策の助言等により先進事例を創出
※自然的な原因等により法・条例の基準を超過している土壌のこと
- <課題>
- ✓ 自然由来等土壌の有効活用や基準不適合土壌を適切に管理した上での土地利用等「土壌の3R」を意識した土壌汚染対策が必要

2024年度の主な取組

- ・「土壌の3R」を踏まえた基準不適合土壌の適切な管理を促進するため、中小事業者の工場跡地で新たな土地活用を行う事業者等へアドバイザーの派遣を実施
- ・ 先進的に「土壌の3R」を実施している事業を増やすとともに、その事例をもとにガイドブックを更新し普及啓発を実施
- ・ 土壌・地下水中の有害物質濃度等のオープンデータ化等に向けて、以前の届出情報を順次オープンデータ化し公開

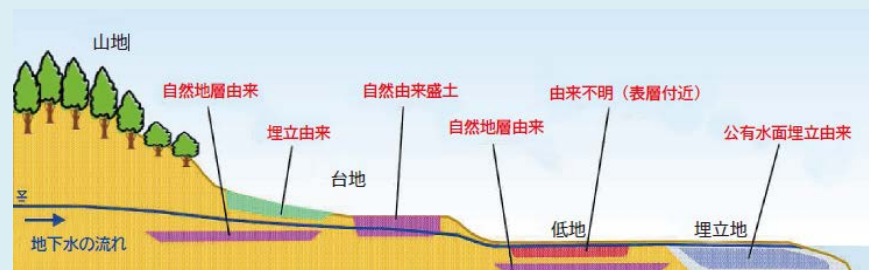
(詳細) 2 化学物質等によるリスクの低減

● 自然由来等土壌※の有効活用の推進に向けた取組

- ・ 都内では、人為由来の基準不適合土壌のほか、基準値を少し超える程度 of 自然由来等土壌が確認される場合も多い
- ・ 自然由来等土壌は、一定の条件を満たした場合、盛土等への有効利用が可能だが、その事例は少ない
- ・ 東京都環境科学研究所と連携し、自然由来等土壌の有効活用に資する技術等に関する研究を実施

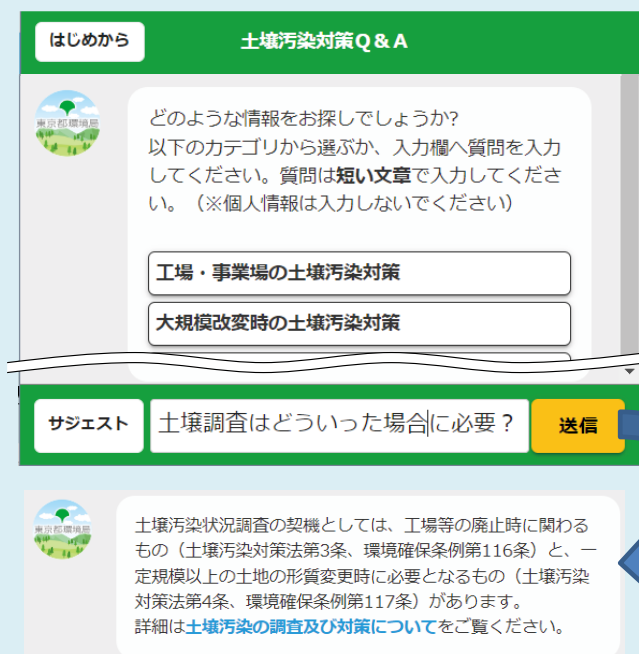
※自然的な原因等により法・条例の基準を超過している土壌のこと

＜自然由来等土壌の分布の様子＞



● 土壌汚染対策届出情報のデジタル化

- ・ 環境局ホームページでのAIチャットボットの運用を開始
(よくあるご質問等にチャットボットが回答)
- ・ 届出に添付する書類を順次デジタル化し、エラーチェックが可能なエクセル形式の様式によるオンライン申請を開始



様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 (市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法 第三十条第七項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

土地の	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)											
2	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書											
3	東京都知事 殿											
4	届出者											
5	土壌汚染対策法 第三十条第七項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。											
6	土地の形質の変更の対象となる土地の所在地											
7	(住居表示)											
8	(地番)											
9	チェック項目											
10	条件必須											
11	必須											
12	必須											
13	条件必須											
14	必須											
15	必須											
16	必須											
17	編集不可											

エラーチェックが可能な
エクセル形式の様式へ

3 廃棄物の適正処理の一層の促進

2050年のあるべき姿

- 有害廃棄物による環境リスクが最小化されるとともに、産業廃棄物の不法投棄がゼロになっている
- 首都直下地震等発災後の災害廃棄物を迅速・適正に処理できるよう平時から準備がされている

2030年目標と実績

目標	指標	実績	
		2021年度	2022年度
一般廃棄物の排出量 410万t	一般廃棄物の排出量	約422万t	約419万t
最終処分量 77万t	最終処分量	62万t	78万t
都内全域において、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築	区市町村の災害廃棄物処理計画策定数	52自治体 (2023年3月末時点)	55自治体 (2024年3月末時点)

3 廃棄物の適正処理の一層の促進

施策の取組状況

2023年度の主な取組と課題等	2024年度の主な取組
(廃棄物処理体制の強化) 「産廃スクラム37」において、情報交換や路上調査等の広域連携を実施するとともに、廃棄物の発生源への立入指導を実施 - 微量PCB含有電気機器への該当を確認する試料採取・分析や処理に係る経費を助成 - 産業廃棄物処理事業者の第三者評価制度の見直しについて、事業者向けに説明会等により周知 ＜課題＞ ✓ PCB廃棄物の法定期限内の適正処理を徹底するため、引き続き処理支援を行う必要	- 近隣自治体との情報交換等の連携により、広域にわたる産業廃棄物の不適正処理防止や建物解体現場等への立入指導等を実施 - 微量PCB含有電気機器の法定処理期限内の処理完了に向け、経費の助成など支援策を実施 - 産業廃棄物処理事業者の第三者評価制度の見直しについて、事業者向けに説明会等により周知
(災害廃棄物対策の強化) - 東京都廃棄物審議会での議論等を踏まえて東京都災害廃棄物処理計画を改定 ＜課題＞ ✓ 都内では、一部事務組合を構成し廃棄物処理を行っている自治体が多いことから、区市町村と一部事務組合が災害廃棄物を合同で処理する体制を構築することが必要	2024年能登半島地震における被災自治体を支援するため、環境省からの依頼に基づき職員を派遣し、災害廃棄物処理に係る技術的支援等を実施。また、国及び石川県から協力依頼を受け、石川県内の災害廃棄物について、鉄道用コンテナ100基を順次新造し、広域処理に円滑かつ迅速に対応 - 合同処理体制の構築に向けて、一部事務組合での受け入れ条件（種類・性状）や処理可能量など、合同処理マニュアルの策定に資する事項等を整理した策定指針を作成

(詳細) 3 廃棄物の適正処理の一層の促進

● 産廃スクラム37における広域連携

- ・産廃スクラムは、2000年に21自治体で発足し、37の自治体（関東甲信越・福島県・静岡県の1都11県、25政令指定都市及び中核市）が参加（2024年度現在）
- ・広域化、悪質・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理未然防止等の対策を実施



左：産業廃棄物収集運搬車両に対する路上調査
右：廃棄物の発生源への立入調査

● 東京都災害廃棄物処理計画

- ・2017年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物処理に向けた体制を整備
- ・都における震災時の被害想定の見直しや近年増加している風水害対策を強化するため、2023年9月に計画を改定

＜計画改定のポイント＞

- ・災害廃棄物の処理の実効性向上
- ・各主体との役割分担の整理・連携強化
- ・近年増加する風水害等への対応強化
- ・住民等への啓発・広報の充実

● 能登半島地震における災害廃棄物処理支援

- ・2024年能登半島地震における被災自治体を支援するため、環境省からの依頼に基づき、都及び区市・衛生組合が職員を派遣。災害廃棄物処理に係る技術的支援等を実施

○期間・人数 2024年1月6日から9月7日まで 延べ110人を派遣（能登町、志賀町、輪島市）

○主な支援内容

- ・災害廃棄物処理実行計画の策定支援
- ・片付けごみ等仮置場整備の技術支援
- ・公費解体申請受付体制構築の技術支援
- ・公費解体の立会いなど進行管理支援
- ・家屋解体に伴う仮置場再整備・運用変更の技術支援
- ・国等への災害報告書作成に係る技術支援
- ・国及び石川県から協力依頼を受け、石川県内の災害廃棄物について、鉄道用コンテナ100基を順次新造し、広域処理に円滑かつ迅速に対応



片付けごみ仮置場の設置



3者立会の状況



災害廃棄物の積み込み